健やかな町づくりのために「食育」の推進を

町長――町民が一丸となって食育・地産地消を進める

大友又治 議員

議員 **食育・地産地消推進計画の成果と今後の課題は。**

町長 平成19年度に食育推進委員会を設置し、「真室川町食育推進計画」を策定した。

現状を把握しながら課題を捉え、5カ年計画として、「食育」、「家族団らんの日」及び「食事バランスガイド」の認知度向上や、朝食欠食率の減少、学校給食における地場産物利用の品目増などを数値目標にかかげ、関係機関で相互に連携し食育を推進してきた。

「食育」、「食事バランスガイド」及び「家族団らんの日」に対する小学生及び中学生の認知度は高まっているが、成人の認知度が未だ低く、大人の食育が今後の課題である。

議員 **次期計画の数値目標と具体的施策は。**

町長 平成24年度以降5カ年の数値目標は、

①週に3日以上の朝食欠食率現状の小学6年生4.6%、中学3年生9.7%、大人9.6%を現状の半減に

②メタボリックシンドローム該当者14・7%を10%以下に

③学校給食地場産物利用品目29品目を35品目に

④食事バランスガイドの普及率25・0%を50%以上に

⑤家族団らんの日の普及割合13・4%を50%以上に

⑥食育の認知割合53・6%を70%以上に

である。

具体的施策は、

①食による健康づくり

②地産地消と安全・安心な食

③食文化を継承しもてなしの心「あがらしゃれ」を未来につなぐ

④食を楽しみ、食に感謝する

⑤生産者と消費者、食品加工業者等との共感関係の構築及び6次産業化の推進

を柱に、食育と地産地消を一体的に推進する。

議員 **計画素案のホームページ等公表の考えは。**

町長 今回の計画改訂も、町民の現状課題を把握のために小学生、中学生、各年代別の成人を対象に実施したアンケート調査結果を反映させるとともに、町民を代表する関係機関等の中でその内容を審議いただいた。

今後は、当計画を町のホームページ等で公表するとともに、家庭、職場や学校、子供園といった関係機関にも呼びかけし、様々な取組等を周知し、町民が一丸となって町の食育・地産地消を推進していく。

議員 **食の安全・安心の確保は。**

町長 食の安全・安心は、残留農薬検出やBSE、遺伝子組み換え食品、鳥インフルエンザ、食品の偽装表示、食中毒など、様々な問題が発生している。

福島原子力発電所の事故によるセシウム問題により、県内の一部自治体で小中学校の給食の放射性物質検査を行っている。

当町は検査が任意ということで実施していない。

県などの検査結果等で、安全が確認された食材を購入しており、安全性は確保されていると思う。

給食食材は、県産物、町産物が中心であり、今後とも地産地消に取り組みたい。

産直まごころ工房 大売出し

議会会議規則・議会運用例を見直し

円滑で活発な議会運営をめざして

真室川町議会会議規則改正新旧対照表（改正箇所のみ抜粋）

旧	新
第6章　発言 （準用規定） 第63条　質問については、**第55条((質疑の回数))及び**第59条((質疑又は討論の終結))第1項の規定を準用する。	第6章　発言 （準用規定） 第63条　質問については、＿＿（削　除）＿＿ 第59条((質疑又は討論の終結))第1項の規定を準用する。

（一般質問の再質問回数を時間内無制限とした）

真室川町議会運用例改正新旧対照表（改正箇所のみ抜粋と一部説明）

旧	新
第１章　総　　則 （議席） 8.一般選挙後の最初の会議における仮議席は、議員協議会において、あらかじめ議員歴及び**五十音順**で定めたとおりとし、臨時議長が指定する。	第１章　総　　則 （議席） 8.一般選挙後の最初の会議における仮議席は、議員協議会において、あらかじめ議員歴及び**生年月日順**で定めたとおりとし、臨時議長が指定する。 （追加） 10.**議長の議席を最終番、その前番を副議長の議席とする。**
第４章　選　　挙 （選挙の方法） 3.正副議長選挙において、**申し合わせにより**、議長に立候補した者は、副議長に立候補することができない。 4.副議長の任期については、**申し合わせにより**２年とする。**なお、事前投票等により同一人物が選任された場合は、辞職願いは提出しなくてもよいものとする。**	第４章　選　　挙 （選挙の方法） 3.正副議長選挙において、＿＿（削　除）＿＿ 議長に立候補した者は、副議長に立候補することができない。 4.副議長の任期については、２年とする。**ただし、再任を妨げない。**
第８章　委 員 会 2.議長は、特別委員に**ならないのを原則とする。** （予算・決算特別委員会正副委員長の選考基準） 8.**議員歴２期以上の委員の中から選任する。**	第８章　委 員 会 2.議長は、特別委員に**ならないものとする。** （予算・決算特別委員会正副委員長の選考基準） 8.議員歴２期以上の委員の中から選任するを削除し、**議会選出の監査委員は、決算に係る特別委員会の委員にならないものとする**を追加。
第９章　請　願（陳　情） 1.議長**及び副議長**は、請願の紹介議員**にならないのが原則である。** 　また、当該事項を所管する委員会の委員長、**副委員長**についても同様とする。	第９章　請　願（陳　情） 1.議長は、請願の紹介議員**にならないものとする。** また、当該事項を所管する委員会の委員長についても同様とする。
第１３章　その他 4.各種会議等に出席する場合の議長代理の順位は、**原則として副議長、関係委員会の委員長、同副委員長の順とする。**	第１３章　その他 4.各種会議等に出席する場合の議長代理の順位は、**副議長、議会運営委員長、関係委員会の委員長、同副委員長の順とする。** **（追加）** 5.**各種会議等に出席する場合の議員の席及び紹介の順番は、議長、副議長、議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長並びに議員歴及び五十音順で定めたとおりとする。**
6.議会の議員として、または議会の代表として出席した場合は、**その結果を議長に報告するものとする。**ただし、監査委員は除く。	7.議会の議員として、または議会の代表として出席した場合は、**その結果を議長に報告し、議員協議会若しくは全員協議会にて報告するものとする。**ただし、監査委員は除く。
	附　則 **○この内規は、平成24年２月21日に一部改正し、同日から運用する。** **　ただし、第１章総則８及び10の規定は、次の一般選挙後最初の会議から運用する。**